

弘前大学学則

(目的)

第1条 弘前大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)第7条の規定に基づき、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者を育成することを目的とする。

弘前大学大学院学則

(目的)

第1条 弘前大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。

弘前大学人文社会科学部規程

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、多元的な文化理解と多様性認識、地域文化を含む自国の文化の創造力と発信力の養成に力を入れつつ、地域課題を含む現実の課題の解決に重点をおいた実践型教育を提供することで、地域社会の活性化に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 各課程の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 文化創生課程

人文科学分野の専門的知識・技能を学びつつ、国内外の歴史・文化を理解する力、地域の伝統文化を含む自国の文化を創造し発信する力を身につけ、地域の文化振興や地域社会のグローバル化の推進等に寄与する人材を育成する。

(2) 社会経営課程

社会科学分野の専門的知識・技能を学びつつ、自治体等の政策立案、民間企業の経営戦略、地域住民との協働などの場で課題発見や課題解決のための力を主体的に発揮し、社会に寄与する人材を育成する。

弘前大学教育学部規程

(教育研究上の目的)

第1条の2 学部は、子どもの発育発達や能力に応じた主体的な学びを支援することのできる専門的知識・技能と実践的指導力を兼ね備え、学校現場や学校を取り巻く地域で活躍で

きる教員を養成することを目的とする。

2 各課程の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育教員養成課程

学校での教科指導・道徳指導・特別活動指導・総合的な学習の指導・生徒指導・特別支援などを担当する教員として、必要な資質や能力を身に付け、深めていくことを目的とする。

(2) 養護教諭養成課程

子ども達の心身の健康を守り育てていく教員として、必要な資質や能力を身に付け、深めていくことを目的とする。

弘前大学医学部規程

(教育研究上の目的)

第1条の3 学部は、高度な知識及び技術と科学的素養を身に付け、豊かな人間性をもって医学・医療に貢献する人材の育成を目的とする。

2 医学科における人材養成に関する目的及び教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 豊かな人間性と高度の医学知識に富み、広い視野と柔軟な思考力をもって社会的役割を的確に果たすことができる医師及び医学研究者を養成する。

(2) 常に進歩を続ける医学を効果的に教育するためのカリキュラムを整備し、具体的な到達目標を明示することによって、学生が自主的に学習できるような教育を行う。

(3) 明確な目的意識と使命感を持った医師及び医学研究者を養成するために、学生が深く真理を探究し、人間性と社会性を高めることのできる教育を行う。

(4) 国際水準の基礎的、かつ、応用的な医学研究を推進するとともに、高度で先端的な医療を地域社会と連携して実践する。

3 保健学科における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 高度の医療技術はもとより豊かな人間性と倫理性を備えた保健医療の専門職を育成する。

(2) 問題を科学的に分析し解決する能力と独創性を備えた保健医療の専門職を育成する。

(3) 協調性に富み、多職種による連携協力の実践を通して国民の健康と福祉に貢献できる保健医療の専門職を育成する。

(4) 国際的視野を備えて活躍できる保健医療の専門職を育成する。

4 心理支援科学科における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専門的な心理学及び臨床心理学の知識・技能に加え、基本的な医学及び保健医療の知識・技能を有し、問題を解決する能力を有する人材を育成する。
- (2) 地域社会における課題を理解し、心理支援職としての役割を通して国民の健康と福祉に貢献できる人材を育成する。
- (3) 生命に対する高い倫理観と社会的な責任を有する人材を育成する。

弘前大学理工学部規程

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 学部は、高度な専門知識や技術の修得に加え、豊かな倫理観と国際感覚を備え、創造力と適応力及び総合判断力に富む人材の育成を目的とする。

2 各学科の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 数物科学科

数学と物理学の基礎を踏まえて、様々な社会現象を数理的、計算科学的に処理できる能力及び地域発のイノベーションの核となりうる柔軟な応用力を持つ人材を養成する。数学、物理、情報科学の基礎を学び、社会で直面する複雑な問題を能動的に解決する能力や社会で必要とされる判断力・コミュニケーション能力を身に付けるよう教育研究を行う。

(2) 物質創成化学科

化学の基幹学問領域である無機化学、有機化学、分析化学及び物理化学の教育に重点を置き、基礎学力を有した人材を育成する。基礎化学を基に、それぞれの応用化学の専門分野を学び取り、社会の要請に対応した技術、物質、素材等の研究開発能力を身につけた創造性に優れた研究者、技術者を育成する。

(3) 地球環境防災学科

地球とそれを取り巻く領域を物理や化学を基礎として精密に扱うとともに、地球全体を一連のシステムと捉えた教育研究も実施する。それにより、地域に密着した視点とグローバルな観点から、地球環境問題や自然災害など今後の人類が直面する課題に対応できる人材を育成する。

(4) 電子情報工学科

電子技術、情報技術(IT)、それらの融合たる組込み系技術の強化を軸とした IT 基盤技術に関する教育研究を遂行し、グリーン電子材料・システム対応技術、組込みシステム技術、バイオ・メディカル関連技術、情報セキュリティ技術等、地域や社会からの多様な要請に対応できる、実践力を伴う技術者・研究者を育成する。

(5) 機械科学科

機械工学の基礎を基盤とし、知能化機械技術者として国際的に活躍できる多様で柔軟な思考力を備えた創造性に富む人材、また、新産業分野として創出が加速される医用システム産業に対応できる専門性の高い人材を育成する。

(6) 自然エネルギー学科

エネルギー資源からエネルギー変換・輸送・貯蔵・利用，そしてエネルギーシステムに関する分野をベース知識とし，それぞれの分野におけるエネルギー政策，人文社会科学や経済学との連携に基づいて，グローバルな視点からエネルギー問題を総合的視点で捉えて次世代エネルギー分野へと展開できる人材を育成する。

弘前大学農学生命科学部規程

(教育研究上の目的)

第1条の2 学部の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 農学と生命科学分野の基礎的・専門的な知識を身につけた人材の育成
- (2) 課題探求・問題解決能力を備えた専門技術者・研究者として活躍できる人材の育成
- (3) 豊かな人間性を身につけ、創造性と主体性をもって地域はもとより国際的にも活躍できる人材の育成

2 各学科の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生物学科

遺伝・発生・生理・代謝・環境応答など根本的な生命現象に関する理解と，生物の多様性，適応戦略，進化のメカニズムや生態学，環境科学に関する知識及び世界自然遺産白神山地や北日本沿岸水域の豊かな自然に関わるフィールド教育によって，生物学の基礎から専門分野への展開を可能とし，生物の基礎的現象の解明と生物科学の発展に寄与できる人材並びに生物生態の動的・複合的理解，山・川・海をつなぐ自然環境の保全及び水産資源の増殖に資する実際的・応用的視野を持つ人材を育成する。

(2) 分子生命科学科

バイオテクノロジーの最先端技術に加えて物理化学や情報科学等の周辺境界領域の学問分野を取り入れ，未知の生命現象を含む様々な生命現象を細胞レベル，分子レベル，物質レベルで解明することができ，生命現象の解明を通して生物の持つ潜在能力を応用に活かすことができる人材並びに生化学・分子生物学を中心に微生物や酵素関連の教育及び遺伝子工学・糖鎖工学などのバイオテクノロジーの最先端を教育し，バイオマス等の次世代の有効資源利用・資源開発に貢献する人材を育成する。

(3) 食料資源学科

バイオテクノロジーによる食料資源の開発や改良，環境に調和した食料資源の生産に関わる技術の開発及び食品の機能性評価や食の安全性に関わる技術の開発において社会で活躍できる幅広い知識と専門技術を身につけた人材を育成する。

(4) 国際園芸農学科

国際化が進む世界の中で地域の農業と暮らしのよりよい未来を目指して，果樹学から作物学・蔬菜学・花卉学・畜産学及び生産機械学までの農業生産領域と食と農業をめぐる

社会的・経済的課題を総合的・実学的に把握して行動できる人材及び農業生産の効率化のための農業経営や国内外の農畜産物の流通機構の改善に関する実地的・応用的な素養と能力を有する人材を育成する。

(5) 地域環境工学科

農業土木や計画から生態系や社会制度まで多方面の分野に関わる知識・技術を習得することにより、農村・山間地の環境整備・保全に関わる総合的な知識を有する人材並びに水・土・農業土木関連施設についての専門的知識及びそれらのシステムや計画に関する知識の習得を通じて、技術者の社会的責任を認識し、地域の発展に貢献できる農業土木技術者を育成する。

弘前大学大学院人文社会科学研究科規程

(教育研究上の目的)

第2条の2 研究科は、広い視野に立って精深な学識を授け、人文社会科学の専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を養成することを目的とする。

2 各コースの教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 文化芸術コース

国内外の文化資源を人類共通の文化遺産として次世代に伝えていくという明確な目的意識のもと、共生という視点に立って他国の文化的価値を尊重しつつ、国内外の文化遺産に関する知見を人間社会全体の発展に役立てることのできる人材を養成する。

(2) 現代共生コース

グローバル化と共生の時代において、固有の歴史的背景や多様な地域特性を備えた世界各地の社会情勢に通じることによって、多様性という観点に立って各人の人権に配慮した法制度・社会制度の下での共生社会の実現に寄与する人材を養成する。

(3) 政策科学コース

グローバル化が進展している状況の中で、一段と複雑化・多様化する政策上の諸課題に直面する国・地方自治体・企業等に対して、政策の分析・評価及びデータ面での環境整備等を通して、的確な助言や適切な提言を与えることのできる人材を養成する。

弘前大学大学院教育学研究科規程

(教育研究上の目的)

第1条の2 研究科は、教育学部における教育研究を基礎として、教育科学及び教科教育学の諸科学について、精深な教育研究を行うと共に、高度な教育実践を創造しリードするための資質能力を備えた教育職員等の養成を目的とする。

2 各コースの教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ミドルリーダー養成コース

現職教員学生を対象とし、勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成することを目的とする。

(2) 学校教育実践コース，教科領域実践コース，特別支援教育実践コース

学部卒学生を対象とし、入学から修了・就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、全員が青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成することを目的とする。

弘前大学大学院医学研究科規程

(教育研究上の目的)

第 2 条 研究科における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 最新の医学に関する幅広い知識を有する人材の養成
- (2) 基礎医学と臨床医学の融合的研究を推進できる研究者の養成
- (3) 広い視野と独創性を有し国際的に活躍できる医学研究者の養成
- (4) 高度な臨床技能と厳しい倫理観を有する医療人の養成
- (5) 社会の要請に的確に対応し、研究成果を社会に還元できる研究拠点の形成

弘前大学大学院保健学研究科規程

(目的)

第 3 条 博士前期課程は、人々の健康について探求し、人々の健康と福祉の向上に寄与する保健学の領域における教育研究を通して、専門領域における知的創造とその資産の蓄積を行うとともに、それを基に実践の場でリーダーシップを発揮できるコ・メディカルスタッフ及び高度な専門知識を備えた教育・研究者を育成することを目的とする。

2 博士後期課程は、学部及び博士前期課程における教育研究を通して得られた保健学に関する知識、技術、研究基礎能力を更に高め、人々の健康を保持増進し、生活の質向上に向けた独創的、学際的な研究を自立的に進め、幅広い学識と高度な専門性、倫理性を身につけた教育・研究者を育成することを目的とする。

弘前大学大学院理工学研究科規程

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 博士前期課程は、理学と工学を融合した広範囲な基礎と応用に関わる高度教育、学際性を重視した教育研究を行い、科学・技術の高度化と多様化に順応し得る人材や地域の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

2 博士後期課程は、理学と工学の融合による基礎と応用の一体化を展開し、学際的課題を解決し得る教育研究を行い、目覚ましい進展を遂げる科学技術に柔軟に対応できる能力を有する高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

3 博士後期課程の各専攻の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 機能創成科学専攻

現代の技術革新を支える新機能・高付加価値材料の創成とその高機能デバイス設計・開発を目指して、化学的手法を用いる機能材料科学と物理的手法を用いる材料プロセス工学の教育研究を推進し、自立して研究開発ができる研究者や高度専門職業人を養成する。

(2) 安全システム工学専攻

自然防災や社会的防災に対する危機管理やセキュリティ対策等に関し総合的・学際的見地から取り組み、地域社会の質向上と同時に、地域の安全管理に実践的に関わることのできる研究者や高度専門職業人を養成する。

弘前大学大学院農学生命科学研究科規程

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 研究科は、学部での教育研究のさらなる高度化専門化を行うため、学部教育と修士教育の連携を重視し、より高度な学際的かつ国際的な教育研究を行い、次に掲げる人材の養成を目的とする。

(1) 広範囲な技術を理解し、熟練した地域社会の発展に貢献できる高度専門技術者

(2) 国際的視野をもつ優れた技術者

(3) 時代の要請を先取りし先端的研究に挑戦できる研究者

2 各コースの教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生物学コース

生物の基本的な生命活動に見られる普遍性と個体の形態や行動に見られる多様性は、DNA にコードされた遺伝情報と周囲の環境との相互作用を通じて形成される。本コースでは、発生、エネルギー代謝、適応、進化などの生物活動の基本的プロセスの成立要因とそのメカニズムの解明や個体と環境の相互作用を通じて生成される動的・複合的生物生態システムや生物多様性に関する教育研究を行う。さらに、これら学問研究を通じて、生物学分野の研究者、農業や食品関連のバイオテクノロジー技術者、生物生態系の保全に関わる専門技術者の育成を目指す。

(2) 分子生命科学コース

生命は、膨大な数の生体分子による膨大な数の化学反応系が一つの集合体として恒常的・持続的になるようなシステムである。それを利用した科学技術は、次世代の多方面にわたる産業を支えるものと期待されている。本コースでは、生化学、分子生物学、細胞生物学、生物有機化学等の生命科学の基礎及びバイオテクノロジーの最先端技術に加えて、物理化学や情報科学等の周辺境界領域の学問分野を取り入れ、未知のものを含む様々な生命現象を個体レベル、細胞レベル、分子（物質）レベル、遺伝子レベルで解明することができる人材の育成、さらに生命現象の解明を通して生物の持つ潜在能力を我々の将来に活かすことができる人材の育成を目指す。

(3) 食料資源学コース

食料開発の分野では、植物遺伝資源の探索やバイオテクノロジーを応用した新品種開発及び食品の機能性解明とその応用による新たな食品の開発や食品の安全性の向上に関わる教育を行う。生産環境の分野では、土壌化学・土壌微生物学の応用による植物生産環境の改善、菌学を基礎とした微生物多様性、植物病原微生物の病原性とその制御及び昆虫の生理学とその応用に関する教育を行う。基礎研究の成果を応用に結び付ける教育を通して、人類の生存にとって不可欠な食と環境に関連する課題に対処できる人材の育成を目指す。

(4) 国際園芸農学コース

本コースでは、地域特産品であるリンゴ、ナガイモ、アスパラガスなどの園芸作物やその他の農畜産物のバイオテクノロジーを利用した生産技術の開発、農業の活性化、食と環境の改善に関する教育を行う。それらの専門技術と知識を習得させながら、専門領域の諸問題を発見、解決できる能力、実行力を身につけさせる。同時に、食と農をめぐって地域社会や国家的なレベルで生起している様々な問題を把握できる能力、園芸農学的側面及び社会経済面からの総合的な解決策を提示できる能力を備えた人材の育成を目指す。

(5) 地域環境工学コース

食糧基地として期待される北東北の自然、風土にマッチした持続的発展可能型農業の形成と農村地域社会の定住条件の整備が21世紀の大きな課題となっている。その中では事業計画・実施主体のソフト面の問題の検討も必要となっている。そこで、自然環境の保護・保全にも配慮しつつ、生産基盤の整備・充実、及び地域住民の生活環境の整備と計画手法の開発などについて高度な専門的知識と技術を持ち、自発的な問題解決能力を備えた人材の育成を目指す。

弘前大学大学院地域社会研究科規程

(目的)

第1条の2 研究科は、実効性のある研究成果を生み出す教育研究機関として、自立的で持

続的、かつ、魅力ある地域社会の実現に積極的に貢献するとともに、次に掲げる人材の養成を目的とする。

- (1) 地域の特性に基づいた産業の創出と地域が誇るべき文化の創造・発信を担うことができる人材
- (2) 課題探求能力に優れ、広い視野と総合的な判断力と実践能力を備えた地域社会の活性化に実践的に関わることのできる高度専門職業人

弘前大学大学院地域共創科学研究科規程

(目的)

第 2 条 研究科は、社会的背景や地域の諸課題を踏まえ、学士課程における修学をさらに高度化し、専門性と専門分野の垣根を超えた俯瞰性を兼ね備え、異分野の専門家や地域の専門家と協働し新たな価値を創造（共創）できる高い能力を有する地域社会の未来を切り拓くフロントランナーを育成するため、次に掲げる人材の養成を目的とする。

- (1) 地域社会の未来について、専門的・俯瞰的知識を用いて、より良い在り方を構想できる力を有する人材
- (2) 地域の課題解決のために、さまざまな分野の構成員からなるチームを自ら組織し、フロントランナーとして先頭に立って運営できる力を有する人材
- (3) 地域社会の機能を持続的に維持したり、地域社会の礎となる産業を発展させたりする計画を立案し、粘り強く実施することで新たな価値を創造（共創）できる力を有する人材